

民間資金等活用事業推進委員会
事業規模目標見直しプロジェクトチーム報告

平成28年3月15日

目次

1. はじめに.....	1
2. 課題.....	2
3. 各課題についての考え方の整理.....	3
1) 事業規模の考え方	3
2) 対象事業の範囲	5
3) 事業規模の計測方法	6
4. 平成 25、26 年度の事業規模の実績の推計.....	8
5. 事業規模目標の見直しの考え方.....	10
6. 平成 25、26 年度の歳出削減額等の試算.....	11

(参考 1) 事業規模目標見直しプロジェクトチーム構成員名簿、開催状況

(参考 2) 参考資料

1. はじめに

「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」(以下「アクションプラン」という。))は、平成 25 年 6 月に民間資金等活用事業推進会議で決定された。アクションプランは、PPP/PFI の本来の趣旨に立ち返り、できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことを目標としており、次の 4 つの種類の事業について 10 年間(平成 25～34 年)で合計 10～12 兆円規模で推進することとしている。

アクションプランにおける事業類型と目標規模

類型Ⅰ：公共施設運営権制度を活用した PFI 事業	(2～3 兆円)
類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PFI 事業等	(3～4 兆円)
類型Ⅲ：公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業	(2 兆円)
類型Ⅳ：その他の事業類型	(3 兆円)

平成 26 年 6 月には、民間投資の喚起による経済成長を実現していくため、アクションプランの 4 つの種類のうち、公共施設運営権制度を活用した PFI 事業(以下「コンセッション」という。))について重点的に取り組むこととして、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」が民間資金等活用事業推進会議で決定された。

アクションプランが決定されてから 2 年以上経過し、事業規模目標に関するこれまでの進捗を把握し、これに基づき必要な見直しを行うことが求められている。また、平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、平成 34 年度までに 10～12 兆円となっているアクションプランの事業規模の目標の更なる拡充を目指すこととされている。

こうしたことから、アクションプランの PPP/PFI 事業の事業規模の実績を把握するとともに、目標の見直しに向けて専門的な観点から調査検討を実施するために、民間資金等活用事業推進委員会に事業規模目標見直しプロジェクトチームが設置された。

2. 課題

アクションプランの事業規模目標の進捗を的確に把握するためには、1) 何を事業規模の尺度とするか、2) 対象事業の範囲をどうするか、3) 事業規模の計測をどのように行うのか、という課題が存在する。

1) に関しては、これまで PFI 事業の実施状況について、事業の契約金額を内閣府が集計しており、これまでの累計が 4 兆 5,833 億円¹となっている（平成 27 年 9 月 30 日現在）。サービス購入型 PFI 事業では契約金額が公共の支出、民間事業者の収入と同額であり、また、約 4 分の 3 がサービス購入型 PFI 事業であることから、この集計が PFI 事業の実施状況を表すものとして活用されてきた。今回、アクションプランに定めた PPP/PFI 事業の事業規模の実績を把握するに当たって、税財源以外の収入により費用を回収する事業の増加を目指したアクションプランの趣旨に即した事業規模の尺度を定めることが求められている。

2) に関しては、アクションプランでは PFI だけでなく様々な事業手法を含む PPP（官民連携）を取り上げているが、PPP については明確な定義がなく、また多様な事業手法が生まれてきており、アクションプランの趣旨に即した対象事業の範囲を定める必要がある。

3) に関しては、PFI は法律により公表が義務付けられているが、PPP にはそれがなく、事業情報が必ずしも明らかでない。PPP/PFI の推進状況をフォローアップするためにも、継続的に把握する事業規模の計測方法の確立が必要である。

また、これらと併せて、アクションプランで 10～12 兆円とした事業規模目標について必要な見直しを行うことが求められている。

こうしたことから、本プロジェクトチームでは、平成 25、26 年度に実施された PPP/PFI 事業についてアクションプランの趣旨を踏まえて調査しながら、アクションプランの事業規模の尺度や対象事業の範囲を明確にし、事業規模の計測方法を確立した。また、これを踏まえてアクションプランの事業規模の目標の見直しに向けて諸外国の PPP/PFI の実施状況との比較方法の検討を行った。

¹ 契約金額の総額は 4.5 兆円だが、事業規模（後述）として試算した場合約 5.8 兆円の事業規模となる。

3. 各課題についての考え方の整理

1) 事業規模の考え方

① PFI の事業規模

PFI の事業規模を表す数値として、契約金額、公共の支出、民間事業者の収入の3つが考えられる。サービス購入型 PFI 事業においては、民間事業者は公共から支払われる対価のみを財源として事業を実施するため、契約金額、公共の支出、民間事業者の収入がいずれも同額になる。

利用料金収入や附帯事業のある PFI 事業では、契約金額と公共の支出とは同額であり、民間事業者の収入は、契約金額に利用料金や事業による収入を加算した額になる。この場合、契約金額と公共の支出については、独立採算型 PFI 事業の場合には0円になることがあるなど、事業規模を適切に表現できないことがある。

また、コンセッションでは、契約金額は公共の収入である運営権対価と同額であるが、運営権対価は民間事業者が事業を実施した場合の利益をもとに算出されることから、民間事業者の収入の一部にとどまる。

こうしたことから、サービス購入型 PFI 事業だけでなく、利用料金収入や附帯事業のある PFI 事業、コンセッションを共通して捉え、事業規模の総額を計上するために、事業規模を民間事業者の収入により計測することが考えられる。民間事業者の収入により計測することにより、事業規模は、PFI によって喚起された民間の経済活動を示す指標となる。

内閣府では、PFI の実施状況について当該年度に契約した金額の合計により計測してきたが、事業規模についてもこれまでと同様に当該年度の契約により計測する。民間事業者の収入を契約時点で計上するためには、契約金額のほか、同時に実施される事業について事業計画で見込む収入を加算して計上する必要がある。

PFI 事業では、事業の実施及び契約金額等の公表が法律で位置付けられていることから、個々の事業の契約金額を合計して事業規模を計上することができる。しかし、PFI 事業のうち利用料金収入や附帯事業のあるものでは、契約金額に利用料金や附帯事業による収入を加算する必要があり、募集された個々の

事業について、事業計画で見込んだ収入を加算して計上することとする。この際、事業計画が明らかでない場合には、施設規模等の公表されている情報から支出を推計し、これを回収するものとして民間事業者の収入を計上することとする。

なお、PFI 事業を実施する民間事業者は、公共施設等の整備等を目的として設立された特定目的会社であり、附帯事業は特定目的会社から床を賃借した者が行うことが多い。このため、附帯事業は、事業内容が明確な場合にはその事業とし、それ以外の場合には床を賃貸する事業とみなす。

② PPP の事業規模

アクションプランでは、PFI 事業だけでなく、公的不動産の有効活用などの PPP 事業も含めて事業規模の目標を設定している。PPP 事業についても、PFI 事業と同様に、民間事業者の収入に基づいて事業規模を計上することにより、PFI 事業と合計して実施状況を把握することができ、これが PPP/PFI によって喚起された民間の経済活動を示す指標になるものと考えられる。

PFI 事業を実施する民間事業者は、公共施設等の整備等を目的として設立された特定目的会社であり、事業範囲がおのずから限られてくるが、公的不動産の有効活用などの PPP 事業では、既存の法人が事業主体になって様々な事業を実施することがあり得る。この場合、民間事業者の事業内容によって収入が大きく変わる可能性があるため、当該民間事業者が建物を建設して賃貸する不動産業を営むものと仮定して収入を計上することとする。

また、PPP の場合には、事業の実施等を公表する法律上の定めはないが、公共施設等の整備に関する事業や公的不動産の活用に関する事業として事業者の公募が行われていることから、こうした情報を収集して、PFI に準じて個々の事業ごとに事業規模を計上する。ただし、実施件数の多い指定管理者制度等については、1 件当たりの平均的な事業規模に件数を乗じて計上することとする。

2) 対象事業の範囲

アクションプランでは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するために、PFI だけでなく PPP も含めて事業規模目標を設定している。

PPP は、Public (官) と Private (民) の Partnership (連携) であり、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るなど様々な形で活用されている。アクションプランの対象事業とする PPP については、様々な PPP の中から、アクションプランの趣旨に即して範囲を決める必要がある。

PFI は、公共施設等の整備等を民間事業者が実施するものとして制度化され、その後、公的不動産の活用を可能とする制度改正、公共施設等の運営について権利を設定する制度改正が行われてきた。こうした経緯を踏まえ、アクションプランの PPP としては、公共施設等の整備・運営を民間事業者が実施する事業と公的不動産を活用する PPP 事業を対象とすることにした。

アクションプランの PPP は、その活用により民間事業者の役割を拡大するものとするのが適切であることから、次の 3 要件に該当する事業方式で官民連携のもと実施された事業とした。

アクションプランの PPP の 3 要件

- | |
|--|
| <p>ア 従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること</p> <p>イ 協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること</p> <p>ウ 民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図れること</p> |
|--|

具体的には、PFI 事業と PFI 事業以外の次の事業を事業規模計上の対象としている。

- ・ 公共施設等の整備段階及び運営段階を民間事業者が担うもの：
BT0 方式、BOT 方式、BOO 方式、RO 方式、DBO 方式及び ESCO 事業
- ・ 公共施設等の整備段階を民間事業者が担うもの：
BT 方式（民間建設買取方式）、民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式）
- ・ 公共施設等の運営段階を民間事業者が担うもの：
公共施設等運営権方式、O 方式、指定管理者制度（民間事業者が指定されモニタリング等が実施されている事業）及び包括的民間委託制度（下水道の包括的民間委託及び水道の第三者委託）
- ・ 民間事業者が公的不動産を活用した事業を提案して実施するもの：
定期借地権方式、公共所有床の活用、公共空間の活用（占用許可等）、等価交換方式

なお、これらのなかに含まれない事業方式であっても、上述の 3 要件に該当する事業方式で実施された事業については、アクションプランの PPP として計上すべきである。

3) 事業規模の計測方法

平成 25、26 年度の事業規模は、PFI 事業等の個別に把握する事業については個別事業名と事業規模情報を調査し、指定管理者制度等については事業件数と一件当たりの事業規模を調査し、事業手法毎の総額を計算することにより事業規模の総額を計上した。

調査に当たっては、当該年度に契約された全ての事業を把握すること及び各事業の規模を適切に計上することが重要である。当該年度に契約された全ての事業を把握するためには、網羅的な調査が必要であり、今回の調査では全ての地方公共団体にアンケート調査を実施した。また、各事業の規模を適切に計上するためには、公共からの支払いに加え、民間事業者が見込む収入を適切に推計することが必要であり、今回の調査では民間事業者等に個別に情報提供を求めた。

これからも、アクションプランの計画期間を通じて事業規模を計測することが求められている。来年度以降、事業規模を計測するため、全ての事業を把握するために地方公共団体に協力を求めるアンケート調査を実施すること、各事業の規模を適切に計上するために情報管理に留意しつつ民間事業者等に情報提供を求めるなどサンプルを調査することが欠かせない。こうして得られた情報を的確に活用するとともに、新たな事業方式の動向等も把握しつつ、事業規模を継続的に計測していく方法を確立する必要がある。

4. 平成 25、26 年度の事業規模の実績の推計

以上の前提に基づいて計測した平成 25、26 年度の PPP/PFI の事業規模は以下のとおりである。

平成 25、26 年度の PPP/PFI の事業規模（内閣府推計値）

事業類型	平成 25 年度	平成 26 年度
類型Ⅰ：公共施設運営権制度を活用した PFI 事業	0 円	13 億円
類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PFI 事業等	4,198 億円	3,193 億円
類型Ⅲ：公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業	3,450 億円	2,513 億円
類型Ⅳ：その他の事業類型	5,609 億円	4,776 億円
合計	13,257 億円	10,495 億円

注) 類型Ⅰ～Ⅳには、次の考え方により各事業手法をあてはめた。

類型Ⅰ：公共施設運営権制度を活用している PFI 事業

- ・公共施設等運営方式

類型Ⅱ：公共施設等の整備等に係る利用料金収入や附帯する事業収入が存在する PPP/PFI 事業

- ・独立採算型・混合型 PFI 事業
- ・収益事業を伴う PFI 事業
- ・収益事業を伴う DBO 事業
- ・利用料金制による指定管理者制度

類型Ⅲ：公的不動産の利活用を行う PPP 事業

- ・特定建築者制度等
- ・定期借地権方式
- ・公共所有床の活用
- ・公共空間の活用（占用許可等）

- ・等価交換方式

類型Ⅳ：事業収入のない PPP/PFI 事業

- ・サービス購入型 PFI 事業
- ・BT 方式（民間建設買取方式）
- ・民間建設借上方式
- ・収益事業を伴わない DBO 事業
- ・ESCO 事業
- ・利用料金制によらない指定管理者制度
- ・包括的民間委託制度（上下水道）

なお、これらの事業規模の計上においては、契約期間にわたって継続的に発生する収入（サービス対価等）を契約締結の時点において全額計上している。その際、この指標があくまで民間の経済活動を定量的に把握することを目的とするものではなく、PPP/PFI の推進という施策の進捗状況を把握するための指標として利用されるものであることから、あえて現在価値化は行っていない。

5. 事業規模目標の見直しの考え方

以上の事業規模の計測の検討を踏まえて、具体の事業規模目標を定めることとなるが、その際参考となるのは PPP/PFI を積極的に活用している諸外国の実績値である。

PPP/PFI に係る実績としては欧州諸国などのデータが公表されている。例えば EPEC が公表する欧州諸国のデータでは対象事業が公共施設等の整備・運営に係る事業に限られており、また事業規模の尺度については公共施設等の整備等に係る投資規模に相当するマーケット規模とされている。アクションプランの事業規模については、本プロジェクトチームにおける検討を通じて、公共施設の整備・運営だけでなく公的不動産の活用等により整備される民間施設を含むこと、事業規模の尺度を民間事業者の収入とすることなどの計測方法を定めていることから、諸外国の PPP/PFI に係る実績を示すデータとの比較に当たっては、公共施設等の整備・運営に係る事業だけでなく公的不動産の活用に係る事業を含むよう対象とする事業を共通化すること、マーケット規模として示される公共施設等の整備等に係る投資規模をアクションプランの事業規模として示される民間事業者の収入に補正する必要がある。また、事業規模は民間事業者の収入の合計であり、経済活動を示す指標であることから、各国の経済規模の違いを踏まえて比較するために、GDP に対する比率で比較することが考えられる。

今後、民間資金等活用事業推進委員会における PPP/PFI の推進方策の検討と併せて、こうした諸外国の PPP/PFI に係る比較可能なデータを参考にして目標を設定すべきである。

6. 平成 25、26 年度の歳出削減額等の試算

PPP/PFI では、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、歳出削減、歳入増加、工事の品質向上・工期短縮、サービスの向上などの効果が実現されている。

このうち定量化できる歳出削減効果と歳入増加効果について、平成 25、26 年度の 2 カ年のデータをもとに試算した。

歳出削減効果は、公共施設等の整備段階及び維持管理運営段階に要する費用について、公共で実施した場合と民間で実施した場合を比較して、その削減額を試算した。平成 25 年度に 1,024 億円、平成 26 年度に 1,041 億円の歳出削減効果があった。

歳入増加効果は、租税公課収入と遊休資産活用による収入を試算した。租税公課収入の増加は、PFI の附帯事業や PPP で整備される民間施設に対する登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を試算した。また、遊休資産の活用による歳入増加は、定期借地の地代に契約期間を乗じる等個別の契約内容に応じて試算した。平成 25 年度に 1,134 億円、平成 26 年度に 72 億円の歳入増加効果があった。

この試算は、各年度に契約した PPP/PFI 事業について、契約期間内に発生が見込まれる効果を累計して計上したものである。歳出削減効果は既存事例で得られた削減率（VFM）を用いて試算しており、現在価値化された歳出削減額となっている。

事業規模目標見直しプロジェクトチーム 構成員名簿

石田 直美 株式会社日本総合研究所総合研究部門シニアマネジャー

伊藤 陽子 公認会計士

根本 祐二 東洋大学経済学部教授

○ 宮本 和明 東京都市大学都市生活学部教授

○ : 座長

(五十音順)

事業規模目標見直しプロジェクトチーム 開催状況

第1回（平成28年1月7日）

- 事業規模把握方法について
 - ・ PPP／PFIの事業規模を何で測るべきか
 - ・ PPPの事業手法の範囲について
 - ・ PPPの事業規模をどのように把握すべきか

第2回（平成28年1月26日）

- 事業規模把握方法について
- 事業規模試算（H25、26年度）
- 歳出削減効果について

第3回（平成28年2月22日）

- 事業規模とGDPの関係について
- 事業規模把握における調査設計について
- 事業規模目標の見直しに向けた検討
- 中間報告案について

第4回（平成28年3月8日）

- 事業規模目標の見直しに向けた検討
- 経済波及効果について
- 報告案について

事業規模目標見直しプロジェクトチーム報告

参考資料

参考資料 目次

・PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン	……	参 ー	2
・PFIの事業規模	……	参 ー	3
- これまでの計上方法	……	参 ー	4
- 契約金額、民間の収入等	……	参 ー	5
- 計上方法	……	参 ー	6
・PPPの事業規模	……	参 ー	7
・対象事業の範囲	……	参 ー	8
- 分野	……	参 ー	9
- PPPの要件	……	参 ー	10
- PPPの事業手法	……	参 ー	11
・事業規模の計測方法	……	参 ー	12
- H25、26年度	……	参 ー	13
- 来年度以降	……	参 ー	14
・平成25、26年度の事業規模の実績 (参考)アクションプラン累計I～IVと事業手法の関係	……	参 ー	15
・事業規模目標の見直し(諸外国の実施状況)	……	参 ー	16
・平成25、26年度の歳出削減額等の試算 (参考)歳出削減等の効果	……	参 ー	16

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン

○ アクションプランでは、H25~34に12兆円に及ぶPPP/PFIを推進することとしている。

◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25~34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2~3兆円

○ 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等:

3~4兆円

○ 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

○ 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備 等

(4) その他の事業類型 : 3兆円

○ 維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の改修や維持管理等の包括的契約等

10~12兆円*

※事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有すべきものとして設定したものである。

PFIの事業規模(これまでの計上方法)

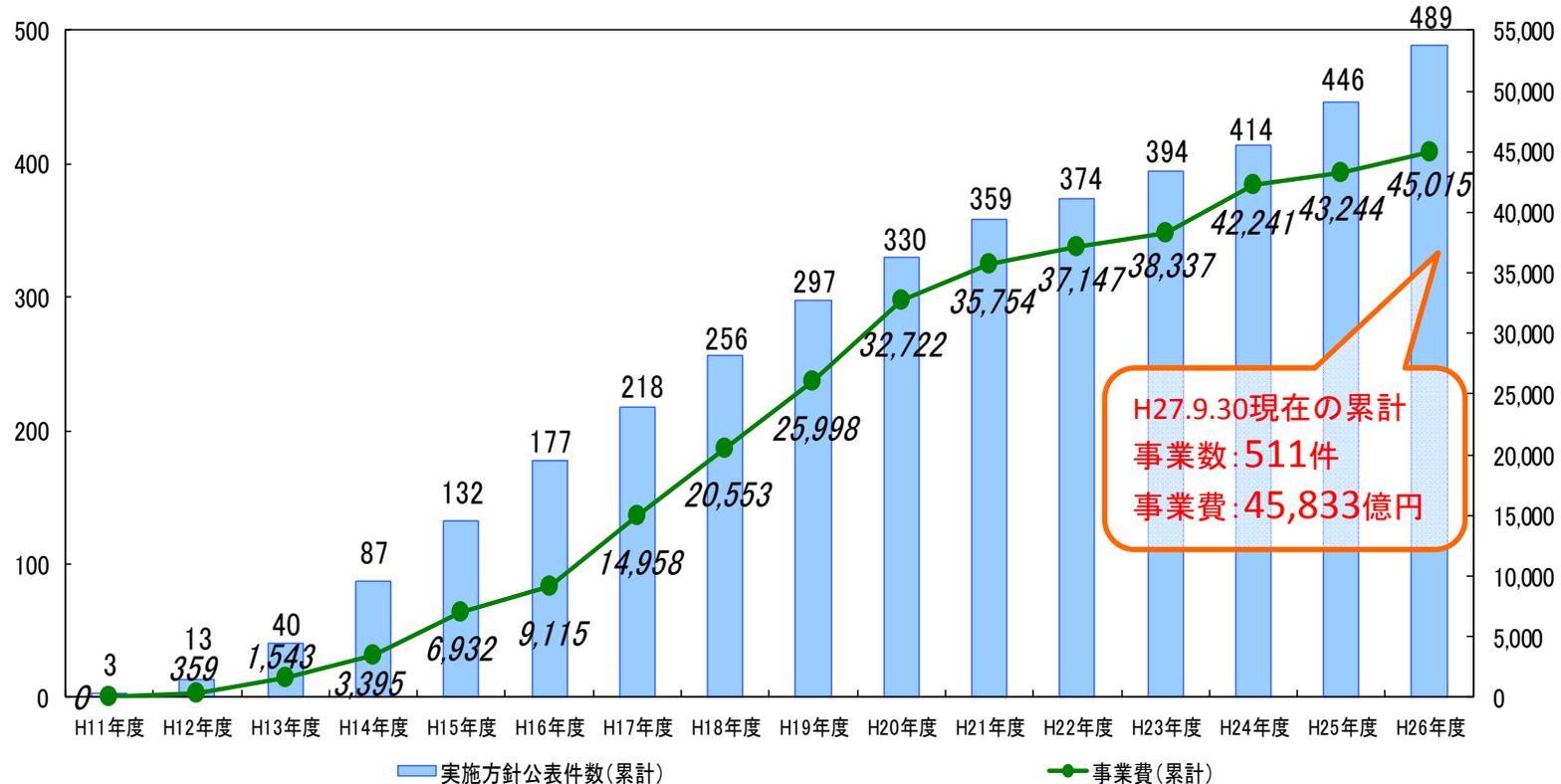
- これまでのPFIの事業費は、**契約金額**を合計したものとして計上してきた。

(平成27年9月30日現在)

PFI事業数 及び 事業費の推移(累計)

(事業数)

(億円)



- (注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注2) 事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の当初契約金額であり、内閣府調査において把握しているものの合計額。
- (注3) グラフ中の事業費は、億円単位未満を四捨五入した数値。
- (注4) 当該契約金額を事業規模(民間事業者の収入)に換算した場合、約5.8兆円となる。

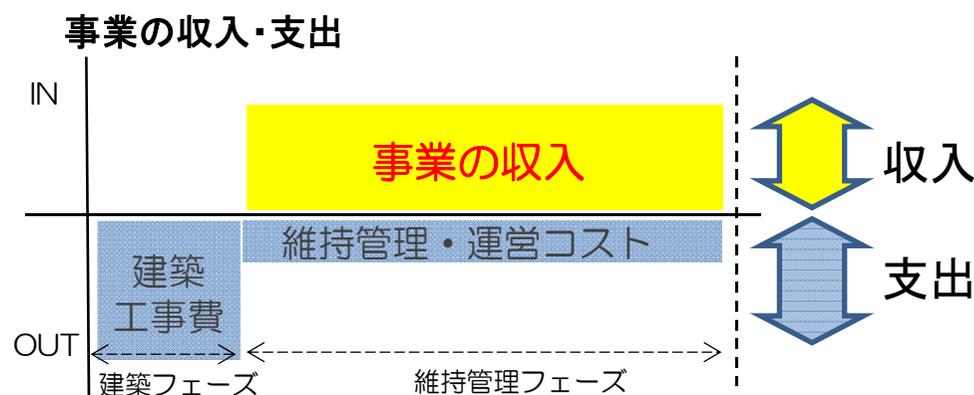
PFIの事業規模(計上方法)

- 民間事業者の収入は、**契約金額**に同時に実施される事業について**事業計画で見込む収入**を加算して計上。
- 事業計画が明らかでない場合には、**施設規模等の公表されている情報から支出を推計し、これを回収するもの**として計上。

「民間事業者の収入」の把握

- ①公表される契約金額を活用
- ②関係者からヒアリング
- ③施設規模から支出を推計し、これに見合う収入があるとみなす。

※民間事業者の支出には、利益等を含む



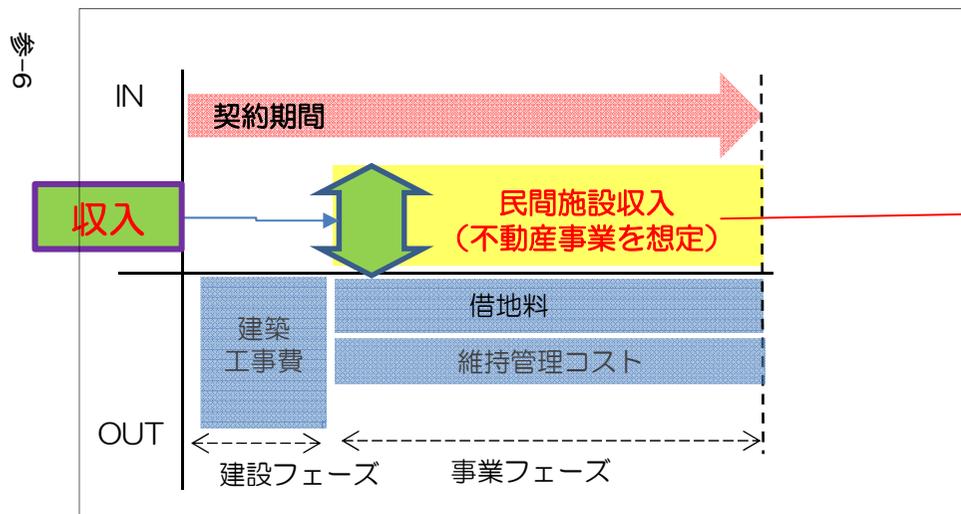
参-5

	民間事業者の収入	左のうち推計部分の考え方
サービス購入型PFI	PFIの契約金額(公表)	—
附帯事業のあるPFI	PFIの契約金額(公表) + 附帯事業の収入(推計)	施設規模等をもとに、土地代、整備費、維持費等を合計して支出を推計。これを回収するものとして附帯事業による収入を推計する。
料金収入等のあるPFI	PFIの契約金額(公表) + 利用料金収入等(推計)	ヒアリング等により得られた情報から利用料金収入等を推計する。
公共施設運営権制度を活用したPFI	公共施設の運営による収入(推計)	従前の公共施設の運営実績をもとに、公共施設の運営による事業者の収入を推計する。

PPPの事業規模

- PPP事業についても、PFI事業と同様に、**民間事業者の収入**により事業規模を計上する。
- 公的不動産の有効活用などのPPP事業では、**建物を建設して賃貸する不動産業を営むものと仮定して収入を計上する。**

定期借地権方式



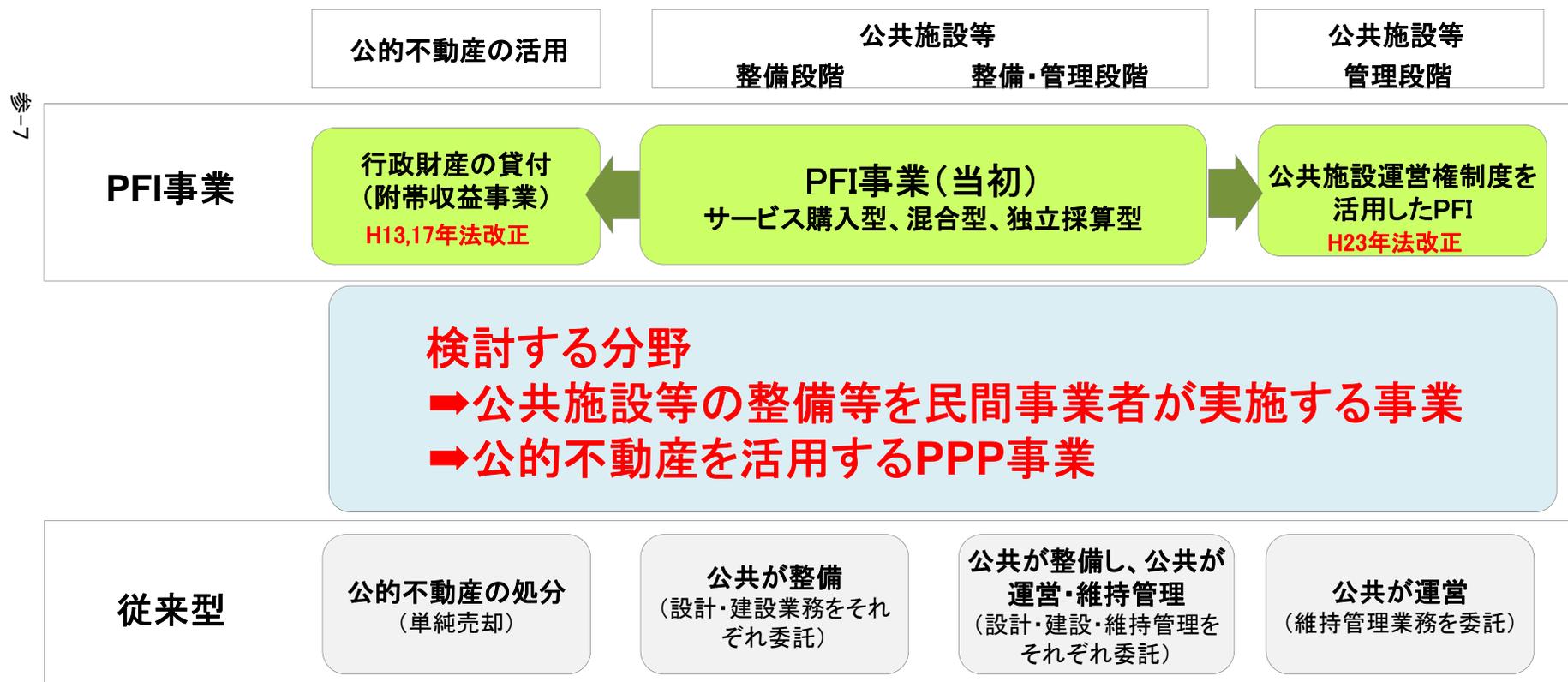
○PFIの場合には、民間事業者は公共施設等の整備等を目的とした特定目的会社であるため、業務の範囲は自ずと限定され、床を賃貸する事業であることが多い。

○公的不動産の有効活用などのPPP事業の場合には、事業の範囲が限定されないため、民間事業者が床を建設して賃貸する不動産業を営むものと仮定して、収入を計算する。

対象事業の範囲(分野)

- PFIは、民間事業者が公共施設等の整備等を実施するものとして制度化され、公的不動産の活用が可能になるよう拡充されてきた。
- アクションプランでは、**公共施設等の整備等を民間事業者が実施する事業と公的不動産を活用するPPP事業を**対象とする。

◇アクションプランのPPPの検討



対象事業の範囲(PPPの要件)

- アクションプランのPPPは、公共施設の整備等を民間が実施する事業または公的不動産を活用する事業であって、**その活用により民間事業者の役割を拡大するもの**とすることが適切であることから、次の3要件に該当する官民連携による事業方式で実施されたものとした。

アクションプランのPPPの3要件

- ☑要件1: 従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること
- ☑要件2: 協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること
- ☑要件3: 民間事業者が事業実施にあたり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図れること

対象事業の範囲(PPPの事業手法)

○ 3要件を踏まえ、PFI事業とPFI事業以外の次の事業を事業規模計上の対象とした。

a.公共施設等の整備段階及び運営段階を民間事業者が担うもの:

- ・BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式
- ・DBO方式、ESCO事業

b.公共施設等の整備段階を民間事業者が担うもの:

- ・BT方式(民間建設買取方式)、民間建設借上方式
- ・特定建築者制度等(※ 市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度並びに特定事業参加者制度及び土地区画整理事業の業務代行方式について計上)

c.公共施設等の運営段階を民間事業者が担うもの:

- ・公共施設運営権方式、O方式
- ・指定管理者制度 (※ 民間事業者が指定されモニタリング等が実施されている事業について計上)
- ・包括的民間委託制度(※ 下水道の包括的民間委託及び水道の第三者委託について計上)

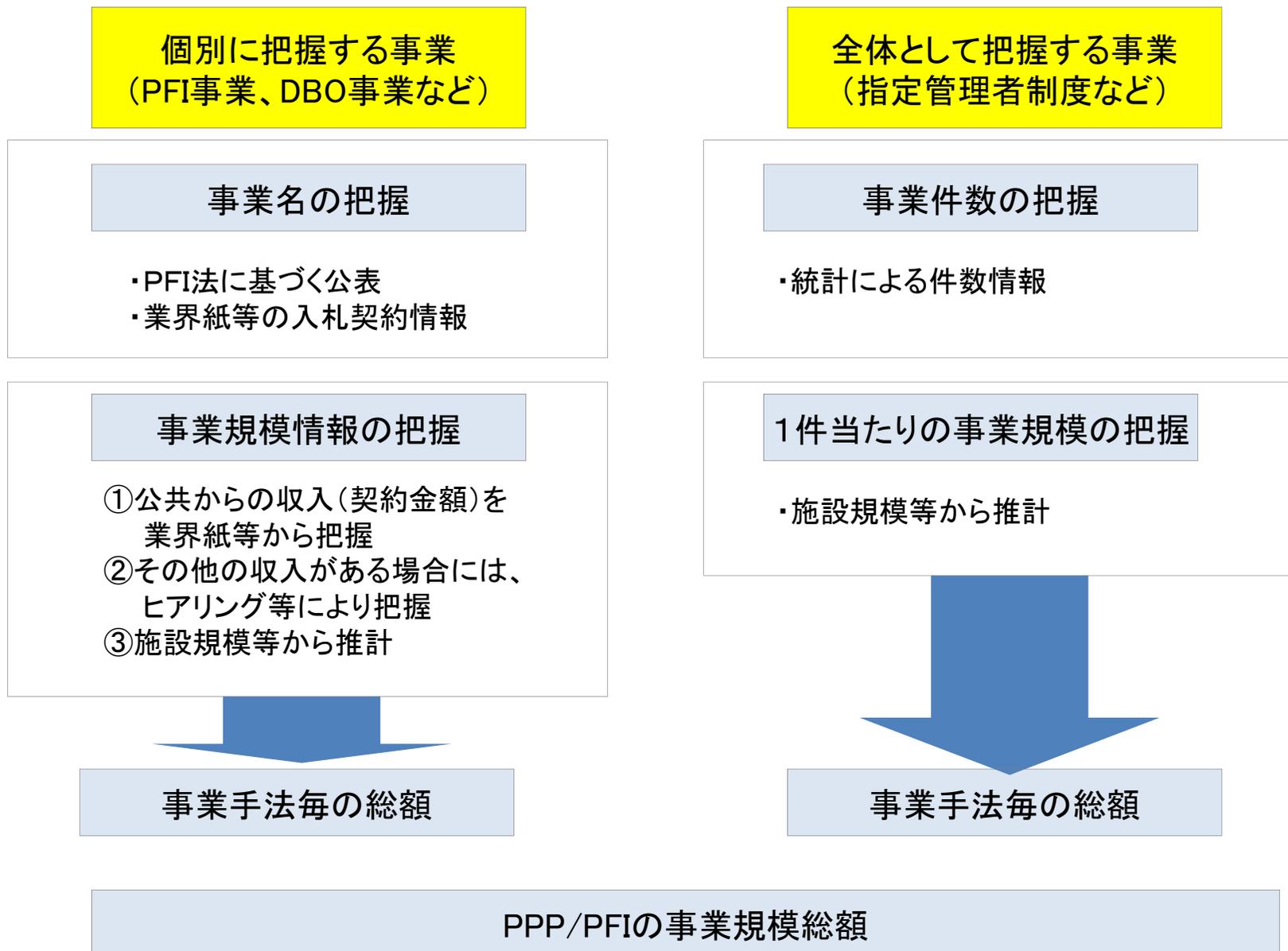
d.民間事業者が公的不動産を活用した事業を提案して実施するもの:

- ・定期借地権方式
- ・公共所有床の活用
- ・公共空間の利活用(占有許可等)
- ・公共建築物の利活用(空床の活用)
- ・等価交換方式

○ ここに掲げられていない事業手法であっても、3要件に該当する事業方式はアクションプランのPPP/PFIとして計上する。

事業規模の計測方法(H25、26年度)

○ H25,26の事業規模は次のフローにより調査した。



事業規模の計測方法(来年度以降)

- 来年度以降の事業規模を計測するために、**地方公共団体や民間事業者**に、**アンケート調査、サンプル調査の協力を求めることが必要。**

■課題

事業類型ごとに、当該年度に契約された全ての事業を把握すること

【H25,26実績把握の際の進め方】

- ① PFI等については業界紙に掲載されている事業情報をリスト化、指定管理者制度については総務省の調査を活用
- ② 全地方公共団体に事業件数をアンケート
- ③ ①と②に差異がある場合には個別に確認

⇒ 地方公共団体に協力を求めてアンケート調査を実施

■課題

各事業の規模を適切に計上すること

【H25,26実績把握の際の進め方】

- ① 公表される契約情報を活用して公共からの支払い額を調査
- ② それ以外の収入について、民間事業者等にヒアリング
- ③ ①と②では計算できない場合には、施設規模等から推計

⇒ 民間事業者等に情報提供を求めるなどサンプルを調査

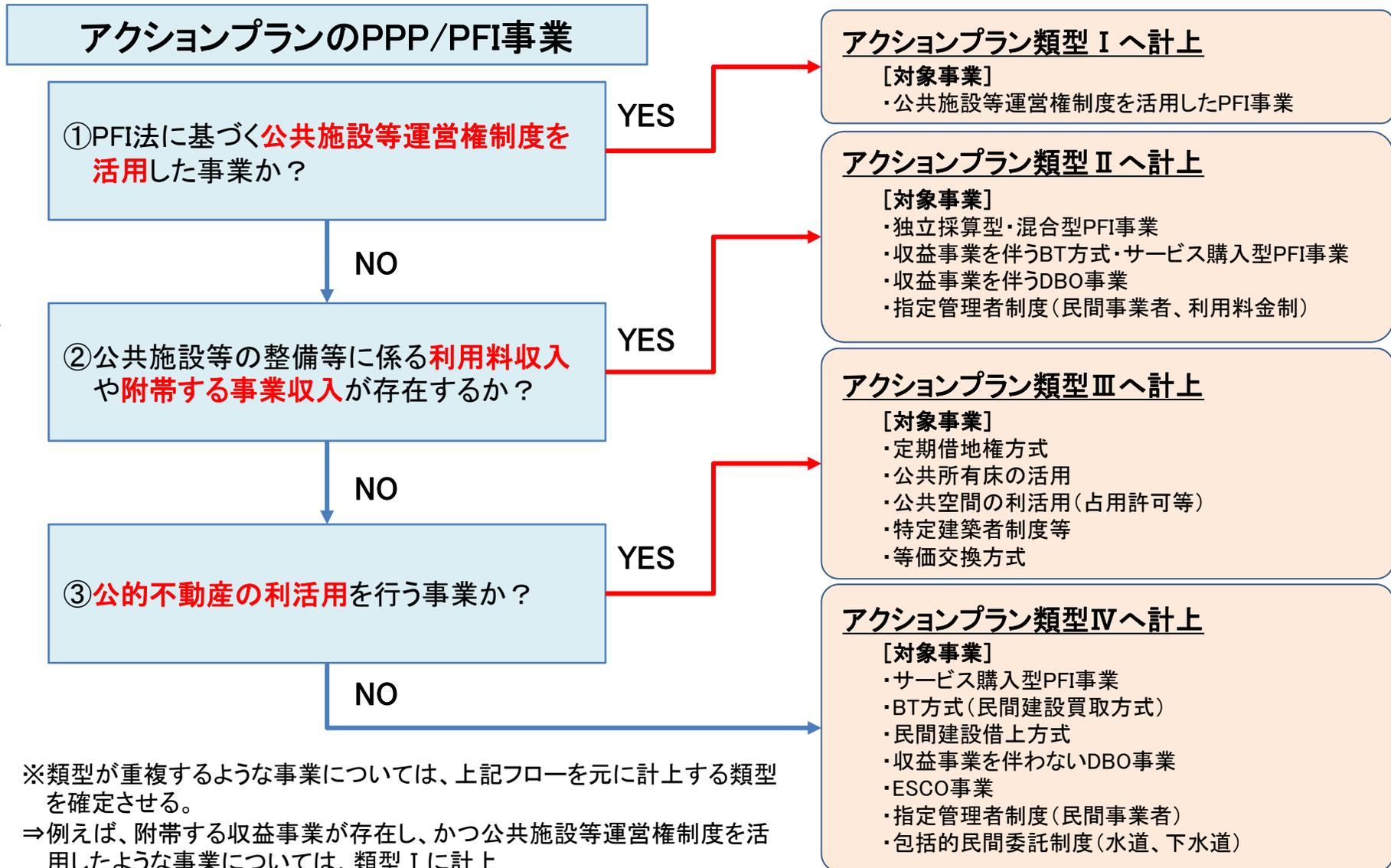
平成25、26年度の事業規模の実績

アクションプラン類型	H25実績	H26実績
類型Ⅰ：公共施設等運営権を活用したPFI事業	—	13億円
類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等	4,198億円	3,193億円
類型Ⅲ：公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP	3,450億円	2,513億円
類型Ⅳ：その他の事業類型	5,609億円	4,776億円
	13,257億円	10,495億円

(参考) アクションプラン類型Ⅰ～Ⅳと事業手法の関係

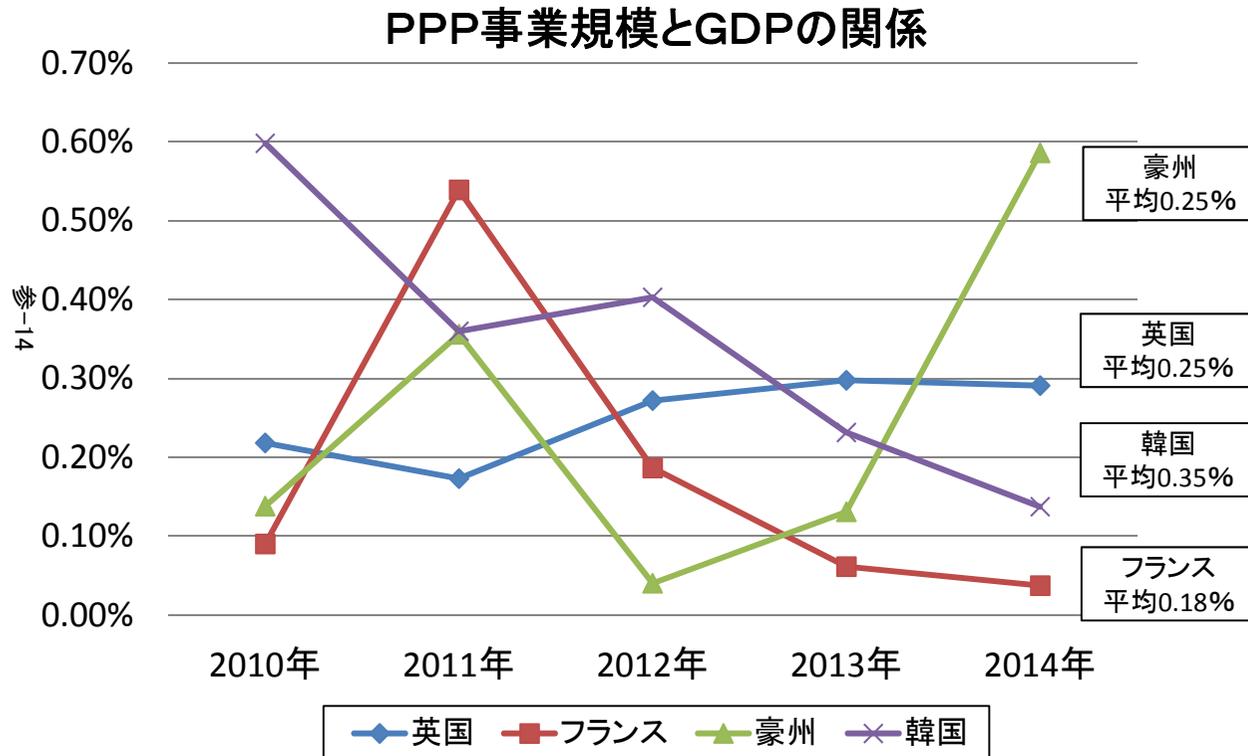
○ アクションプランの類型Ⅰ～類型Ⅳには、PPP/PFIの事業手法を次により当てはめている。

参-13



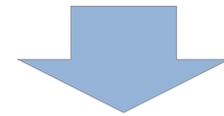
事業規模目標の見直し(諸外国の実施状況)

○ 諸外国のPPP/PFIの実施状況について、対象事業や計測方法の補正を行い、日本の事業規模と比較することが考えられる。



日本の事業規模

- ・約1.2兆円(H25, 26平均)
- ・GDP比:0.23%



比較するために必要な補正

- ・対象事業の共通化
⇒ 類型Ⅲ(公的不動産の利活用)の補正
- ・計測方法の補正
⇒ マーケット規模から事業規模への補正

(出典)EPEC「Market Update Review of the European PPP Market」(英国、フランス) 注1

インフラストラクチャーオーストラリアHP(オーストラリア) 注2

2014年度 KDI公共投資監視センター年次報告書(韓国)

注1: 対象となるPPP案件は、DBFO、DBFM、建設を含みリスク分担がなされているコンセッション、プロジェクトファイナンスによる案件から構成される。APIにおける類型Ⅰ、Ⅱ、Ⅳに類似(韓国数値も同様)。

注2: 事業規模の計上が各州によって整合が取れていない(運営費用を含む、建設費のみ、現在価値換算した値、など)ため、あくまで参考としての位置付けである。

平成25,26年度の歳出削減額等の試算

アクションプラン類型	歳出削減効果		歳入増加効果	
	H25	H26	H25	H26
類型Ⅰ： 公共施設等運営権を活用したPFI事業	—	—	—	—
類型Ⅱ： 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等	249億円	329億円	63億円	6億円
類型Ⅲ： 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP	165億円	246億円	1,071億円	66億円
類型Ⅳ： その他の事業類型	610億円	466億円	—	—
	1,024億円	1,041億円	1,134億円	72億円

(参考)歳出削減等の効果

- PPP/PFI事業には様々な効果があるが、**歳出削減効果**と**歳入増加効果**は定量的に計算できる。

	効果	要素
定量的な効果	歳出削減効果 (VFM等)	設計・施工・運営等の一括発注等による、従来発注方式に比べた <u>公共負担費用の削減効果(VFM等)</u> ※VFMの計算に、地方税等を含んで計算する場合がある
	租税公課による歳入増加効果	附帯施設の併設等による民間施設の建設による固定資産税等の <u>租税公課による歳入増加効果</u>
	遊休資産等の活用による歳入増加効果	遊休資産(公的不動産)等を民間事業者等に使用収益させる対価として <u>公共に収入として計上される歳入増加効果</u>
定性的な効果	工期短縮効果 工事の品質向上	設計・施工の一括発注等による施設整備期間の短縮効果や、施工を見据えた設計や技術提案による工事品質の向上 ※定量的に示すことは困難
	サービス水準向上	(公共サービス部分の)運営に対する民間ノウハウの活用効果 ※定量的に示すことは困難
	地域活性化 遊休資産活用	遊休不動産を活用して地域の賑わいを創出するとともに、遊休不動産の維持管理コストを削減 ※定量的に示すことは困難